

届出制手数料届出書 届出制手数料変更届出書	
① 令和6年 8月 日	
厚生労働大臣 殿	
株式会社ディーケー	
②届出者氏名	
代表取締役 古賀大輔	
職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。	
記	
③許可番号	
④氏名又は名称	株式会社ディーケー
⑤所在地	〒860-0833 電話 096（321）8377
	熊本県熊本市南区平成二丁目5番11号
⑥適用開始・変更予定日	年 月 日
⑦届出・変更届出内容	別添（様式例第3号－1）届出制手数料に係る手数料表のとおり
⑧備考	株式会社ディーケーに適用する。 担当者 経理総務室長 若城智明 電 話 080-3370-6530

様式例第3号ー1 【一般登録型】

手数料表
(一般登録型の例示)

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	10,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の 50 % 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

事業所の名称及び所在地 株式会社ディーケー

熊本市南区平成二丁目5番11号